

港北ニュータウン地区 街づくり協議指針 区民文化センター等整備予定地における「協議内容—7 公益施設」の取扱いについて

■ 主旨

横浜市都筑区中川中央一丁目9番1及び9番2（以下「区民文化センター等整備予定地」という。）は港北ニュータウン地区街づくり協議指針の「協議内容—5 タウンセンター」が定められているタウンセンターに位置する。区民文化センター等整備予定地には公益施設と公益施設以外の施設との複合建築物（以下「複合建築物」という。）の立地が想定されるが、複合建築物の場合に街づくり協議指針「協議内容—7 公益施設」がどう適用されるのかが明確に定められていないことから、「協議内容—7 公益施設」を見直すとともに、区民文化センター等整備予定地における取扱いを定める。

■ 区民文化センター等整備予定地における取扱い

現行指針	区民文化センター等整備予定地における取扱い
<p>協議内容—7 公益施設</p> <p>1 原則として敷地の30%以上を緑化してください。</p> <p>2 敷地の周囲には、原則として幅員3m以上の緑地を設けてください。</p> <p>3 鶴見川総合治水対策の一環として必要な場合は、雨水貯留施設を設けてください。</p> <p>4 敷地周囲に擁壁を設ける場合は、緑地、歩行者専用道路等との調和を図るため、できるだけ低くすると共に、形態及び材質も周辺環境になじんだものとしてください。</p> <p>5 敷地が歩行者専用道路に接する場合、人の主出入口はこれに接続する部分に設けてください。また、この主出入口にはアルコーブを設置してください。</p> <p>6 駐車場、駐輪場、ごみ収集場は、カバーグリーンを施す等、周辺から直接望見できないように配慮してください。</p> <p>7 市街地環境設計制度による緩和は、原則として高さ制限の解除のみを対象としてください。</p> <p>8 建物計画や外構計画については周辺環境との調和に配慮してください。</p> <p>また、住民コミュニティー形成の場にふさわ</p>	<p>1 専ら区民文化センターの部分について30%、その他の部分については緑化協議による値とし、各々の床面積の割合で按分した値以上とする。</p> <p>2 必要な緑地の配置は協議による。</p> <p>3 適用する。</p> <p>4 適用する。</p> <p>5 適用する。</p> <p>6 適用する。</p> <p>7 適用外。ただし、市街地環境設計制度第5編の特定施設による緩和は適用できないものとする。</p> <p>8 適用する。</p>

<p>しいシンボリックな建物意匠としてください。</p> <p>9 「第1種及び第2種低層住居専用地域」に隣接する部分においては、建物を低層化する等周辺の環境になじんだものとしてください。</p> <p>10 建物には原則として勾配屋根をかけてください。</p> <p>11 外壁の色彩は、内陸的風土の演出の一つとして「アースカラー」を基調としたものとしてください。また、建物の外部（特にテラス手摺、窓枠サッシ等）にはアルミ等の金属の地肌を露出させないようにしてください。</p> <p>12 建設地に応じ、協議内容—1～6のうち該当するものを順守してください。</p>	<p>9 適用する。</p> <p>10 協議による。</p> <p>11 協議による。</p> <p>12 協議内容—5を適用する。</p>
---	---